

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示
保険薬剤師の指定
完全給食実施の承認
保安林の解除予定
結核予防法による医療機関の指定
指定医療機関の解除
収入証紙小売さばき人の指定

告 示

鳥取県告示第二百五十号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三
第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第
二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険薬剤師
を指定した。

昭和三十一年六月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名 称	一 所 在 地	氏 名	指 定 年 月 日
-----	---------	-----	-----------

山田愛国堂薬局

鳥取市川端四丁目二九

糸戸寿康

昭和三十一年五月十五日

〃

〃

山田 芳蔵

〃

五月四日

鳥取県告示第二百五十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く完全給食の実施を次

のとおり承認した。

昭和三十一年六月十九日

鳥 取 県 知 事 遠 藤

茂

名 称	所 在 地	対 象	承 認 年 月 日	承 認 番 号
-----	-------	-----	-----------	---------

倉 吉 病 院	倉吉市山根四三	施設全部	昭和三十一年五月四日	食第二十四号
---------	---------	------	------------	--------

鳥取県告示第二百五十二号

次の土地について農林大臣から保安林指定の解除予定の通知を受けたので森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十一年六月十九日

鳥 取 県 知 事 遠 藤

茂

所 在 場 所	番 号	全 面 積	解除予定面積（見込）	指定の目的 解除の理由	申 請 者
市郡一町村一大字一文字一地		台帳一見込	町		
岩美 岩美 岩本 島根山	一、二二一ノ一	五、三三四	三、四〇〇	土砂流出防備 指定理由の消滅	岩美町 橋浦 増蔵
同 同 同	一、二二九	三、〇六	七、四〇〇		同 田中喜代造
同 同 同	綿市谷 一、三〇二	一、三〇〇	二、九〇〇		同 河村 幸市

同 宇倍野 神垣 下大平山	五六〇	七、七四〇	八、七四〇	同	宇 倍 野 村 長
同 同 同	奥松尾 六一四ノ二	二〇、九六六	三三、〇〇〇	同	
同 同 同	松尾東平 六一五	一三、八四六	二二、九〇〇	同	
同 同 同	同 六一六	五、〇〇〇	六、一〇〇	同	
同 同 同	奥松尾東 六一七	三、三三三	四、〇〇〇	同	

鳥取県告示第二百五十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定にもとづき指定医療機関として昭和三十一年五月一日次のものを指定した。

昭和三十一年六月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名 称 所 在 地 管轄保健所名
笠木小児科医院 米子市中町七六 米子保健所

鳥取県告示第二百五十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条

第一項の規定にもとづき昭和二十六年九月二十一日指定した次の指定医療機関を昭和三十一年四月十日指定解除した。

昭和三十一年六月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名 称 所 在 地
池田 医 院 日野郡伯耆町笠木一、〇三六

鳥取県告示第二百五十五号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定による小売さばき人を次の

とおり指定した。

昭和三十一年六月十九日

鳥取県知事 遠

茂

番号

氏

名

売さばき場所

住所

二九三

鳥取県中部森林協会
協会長 村西健治

倉吉市仲之町
七三七番地

同上

協
会
長

村西健治

七三七番地

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發行日、火、金

發 印

刷	行	鳥
寫	取	取
所	者	縣
	鳥	鳥
鳥	鳥	取
取	市	市
縣	東	東
	町	町
	取	

印

刷

縣 所